平成２６年（フ）第３６４号
東京都足立区六月１丁目１－１－407
債務者　安部美智子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６５号
東京都足立区関原３丁目30―12―203
債務者　野村　亜希
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６号
東京都足立区千住緑町２丁目17―24―205
債務者　瀬川　徳幸
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６７号
東京都板橋区志村１丁目15―７―105
債務者　高田　明香（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６９号
東京都豊島区千早１丁目22―11―101
債務者　宮良　長之
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７０号
東京都江戸川区篠崎町７丁目28―４―2104
債務者　飯島万千代
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８３号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目39番４号　201
債務者　寺内　裕史
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３号
静岡県浜松市南区本郷町1316番地の２、前住所静岡県浜松市南区遠州浜３丁目26番５－２号
債務者　小出好示郎
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
神奈川県大和市柳橋２丁目４－２－203
債務者　池田　宗治
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４０号
東京都狛江市猪方４丁目１－８－302
債務者　高崎知音こと　金　　在聖
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４５号
東京都台東区柳橋２丁目14―２―802
債務者　相原フミヱ
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６号
東京都台東区柳橋２丁目14―２―802
債務者　相原　利治
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１号
神奈川県川崎市宮前区宮崎６丁目１―12―103
債務者　石井　悠翔
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２号
東京都中野区中央２丁目21―５
債務者　金子　麻美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目29番12号
債務者　羽田　陽一
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部